

売 買 契 約 書 (案)

1 物 件 名 町有林立木 (第 1 号物件)

2 内 訳

物 件 所 在 地	面積 (h a)	樹 種	本数 (本)	材 積 (m ³)
清水町字旭山 645-1、646	2 . 3 9	カラマツ 広葉樹	4 9 5 2 8 1	2 7 7 . 1 6 7 4 7 . 0 3 8
清水町字御影487-2	0 . 3 5	カラマツ 広葉樹	1 9 9 6 8	1 4 5 . 7 8 4 2 2 . 4 4 0
合 計	2 . 7 4		1 , 0 4 3	4 9 2 . 4 2 9

3 伐 採 期 限 契約日より令和 9 年 2 月 2 8 日まで

4 搬 出 期 限 契約日より令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 契 約 金 額 一金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

6 契 約 保 証 金 一金 円

上記の物件の売買について、売渡人上川郡清水町と買受人

とは、清水町財務規則を遵守し次のとおり契約する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

契約日 令和 年 月 日

売 渡 人 清水町長 辻 康 裕 ⑩

住 所
買 受 人 氏 名 ⑩

売買契約約款

- 1 買受人がその義務を履行しないために、契約を解除したときは、契約保証金は町に帰属されます。
- 2 買受人は、表記代金のうち契約保証金を除く売払代金を、売渡人の発行する納入通知書により指定の期日までに納付しなければならない。
買受人は、上記の納付期限内に代金を納付しないときは、その未納分に対し、期限満了の日の翌日から納付の日までの日数につき、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した違約金を売渡人に納付しなければならない。
- 3 物件の伐採搬出は、特別の事情がある場合のほかは、代金を納めた日からでなければ出来ません。
- 4 物件の伐採、採取、または搬出等のため土地その他の施設を使用するときは、あらかじめ売渡人の承認を受けて下さい。
また、その他個人の土地を使用する場合は、その時期や搬出路等について所有者とよく協議し、承認を受けること。
- 5 境界杭、境界標、その他測量標識等は保全し、破損等した場合は買受人の責のもとに復元すること。
- 6 林内の売払いを受けた物件以外は、倒木、枯損木等であっても、伐採及び損傷並びに搬出してはならない。
もし、上記に違反した場合は、売渡人の評価した損害金額に基づいた弁償金を納めて頂きます。
また、弁償金を納めても現存物件の引渡しは請求できません。
- 7 物件の伐採、搬出等にやむを得ず生ずる支障木については、事前に売渡人に届出その支障木の調査確認を受けなければならない。
売渡人は調査確認後支障木を伐採する場合は、売渡人が評価した支障木代金を請求する場合があります。
- 8 買受けた物件を指定の期間内に搬出出来ないときは、搬出期間内に売渡人へ延期の申請をして下さい。
延期を承認するときはその延期期間に対し、1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。
ただし、不可抗力により搬出することが出来ない場合、買受人が遅滞なくその事由を申し出て売渡人の承認をうけたときに限り、その期間は算入しません。
- 9 物件の搬出が終ったときは、直ちに搬出終了届を提出して下さい。
搬出終了届があったとき、又は、搬出期間を経過したときは跡地検査を行いますので、検査実施の連絡を受けたときは検査に立会って下さい。
- 10 前記各号について違反があった場合は、この契約を解除することがあります。
この場合既納入金及び残存物件は売渡人の所有となり、買受人は異議の申立ては出来ません。
- 11 この契約について、訴訟等を行う場合は、売渡人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。
- 12 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、両者協議して定めるものとする。